

I 策定の趣旨

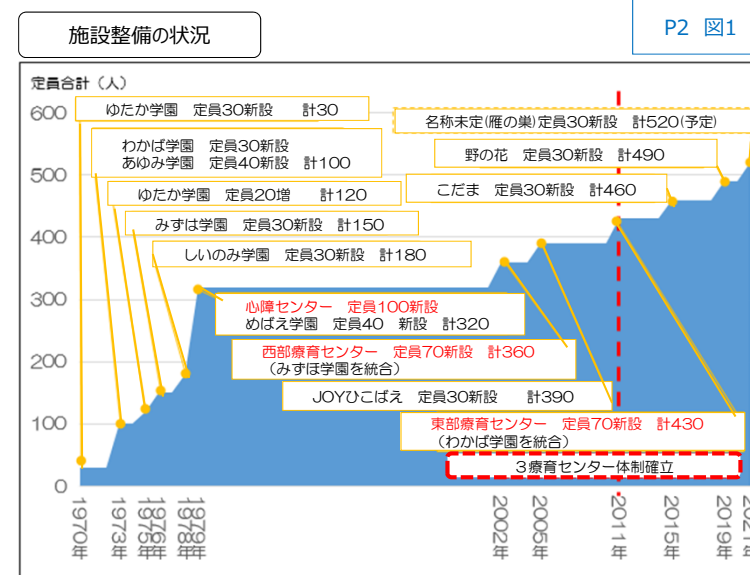
P1

- 就学前の障がい児支援について、本市の相談・診断から療育までの支援体制の課題や、近年の障がい児やその家族を取りまく環境変化等を踏まえて、障がいの程度やその特性に応じた適切な支援をできるだけ身近な地域で提供できるよう、特に南部地域の療育環境整備のあり方についてまとめるもの。

II 現状と課題

1 福岡市障がい児療育の現状

P2～



P2 図1

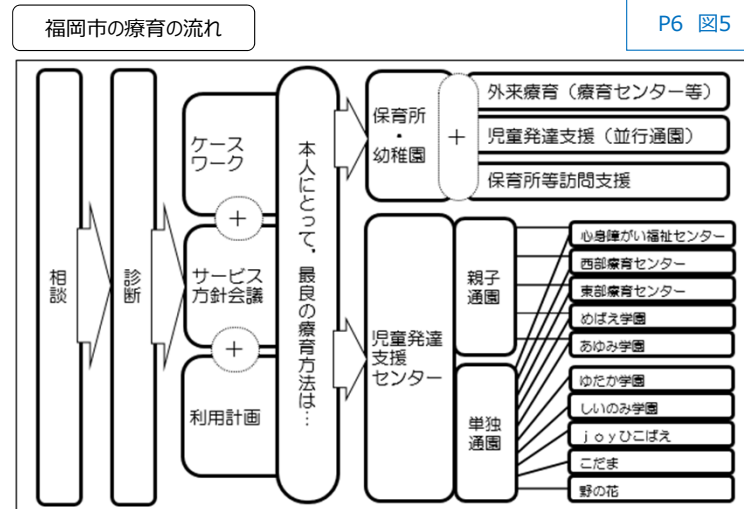
平成23年度の東部療育センター開設以来、心身障がい福祉センター、西部療育センターと合わせた3つの療育センターを中心とした療育体制を構築。

令和2年3月末現在、児童発達支援センター10か所（定員計490名）で支援。

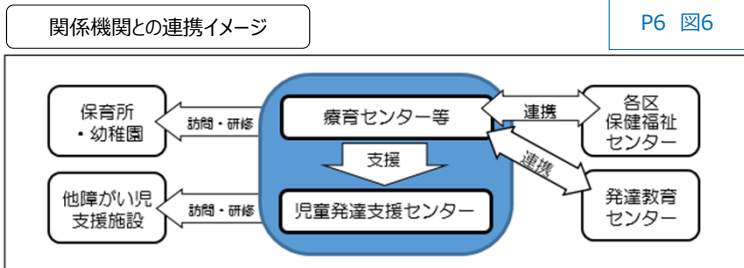
市立・民間の区別なく、障がい種別や年齢に応じた同水準の療育を実施。

特に療育センターは、相談・診断から療育まで一体的に実施。原則就学前のすべての障がい児が療育センター等で診断を受けているため、診断基準が統一でき、相談対応や支援案内についても公平性が保たれている。

保育所・幼稚園や他の障がい児支援施設、保健福祉センター、発達教育センター等関係機関とも療育センターを中心に連携体制を推進。



P6 図5



P6 図6

2 課題

P7～

- 療育センター等において、新規受診児数が急増し、相談から初診までの期間が長期化。
- 療育センター等は中央区、西区、東区に立地しており、特に市域の南部地域においては、相談・診断機能が不足。
- あゆみ学園の老朽化が進行し、年々、施設機能の維持が困難。
- 療育施設だけでなく、保育所、幼稚園に通う障がい児の支援ニーズも拡大。
- 保護者の負担軽減などの家族支援策が不足。

【療育センター等での新規受診児数の推移（年度合計，人）】

P7 表4

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
受診児数	769	850	1,131	1,092	1,200	1,301	1,294	1,423	1,417	1,518
うち発達障がい	347	430	647	632	729	802	794	938	908	1,000

10年間で倍増(197%)
うち発達障がいは約3倍
(288%)

【療育センター等における相談・診断の担当エリア（R1.10月末現在）】

P7 表7

	心身障がい福祉センター	西部療育センター	東部療育センター
施設所在地	中央区長浜	西区内浜	東区青葉
担当エリア（区）	中央・博多・南・城南	西・早良	東
担当エリアの0～5歳人口	41,712人	24,476人	18,054人

心身障がい福祉センター
は担当エリアが広範囲と
なっている

III 目指すべき方向性

P11

＜基本的な考え方＞

診断基準の統一化や、相談・診断から療育までの一体的支援の提供などの障がい児や保護者にとって良い仕組みは残しつつ、できるだけ身近な地域において必要な支援を提供できるよう、以下の考えのもと、具体的改善策に取り組む。

- 南部地域に相談・診断機能を確保する
- 相談を受けてから診断までの期間を短縮する
- あゆみ学園が担っている機能を継承し、支援を充実する
- 保育所・幼稚園に通う障がい児への専門的な支援を充実する
- 障がい児の育ちや暮らしを安定させる家族支援を充実する

具体的方策として

- 南部地域に、相談・診断、療育までを一体的に行うとともに、保育所・幼稚園に通う障がい児への支援や外出が困難な障がい児への訪問支援、障がい児の育ちや暮らしを安定させる家族支援、全市的な療育水準の向上に向けた研修などの地域支援も行う、障がい児療育の中核施設である、「南部療育センター（仮称）」を新たに設置する。

IV 南部療育センター（仮称）について

P12～

1 施設機能

療育センターの基本的機能である①発達相談、診断及び判定②機能訓練③児童発達支援センターをベースに、課題対応のため、以下の機能を有するものとする。

(1) 相談・診断

東部療育センターと同程度の対応能力を目安

P12

(2) 通園による支援

既存療育センターと同定員（肢体40、知的30）を目安

P13

(3) 保育所・幼稚園へ通う障がい児への支援

より身近な地域の保育所・幼稚園で過ごす障がい児の増加が見込まれ、また発達の状況に応じて児童発達支援センターからの移行が円滑に進むよう、施設支援やこれらに通う障がい児・保護者に対する直接支援を一層推進

(4) 外出が困難な障がい児への支援

重度障がい児、医療の必要な障がい児への訪問支援

P14

(5) 家族支援

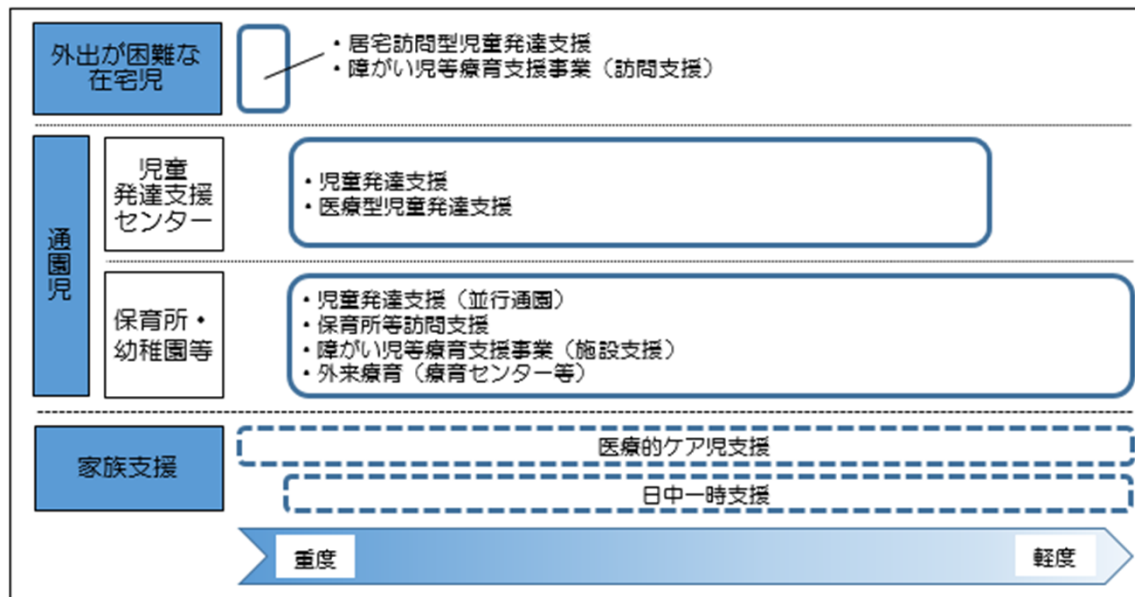
各関係機関をつなぐ継続的、総合的な相談機能と併せ、保護者向け学習会、サポートファイル作成支援、日中一時支援の充実など、障がい児の家族を含めたトータルな支援を強化

(6) 地域支援

保育所・幼稚園以外にも療育に関わる施設・事業所に対する様々な研修などにより、地域全体の支援力向上を図るとともに、療育部門だけでなく保健福祉センターなどの関係機関が連携した、きめ細かな支援体制を強化

P14 図7

【参考】就学前の障がい児支援のイメージ



2 施設の設備及び規模

P15

基本的に既存の療育センターと同程度の設備・規模を目安とし、詳細については、引き続き検討する。

3 施設の設置場所（要件）

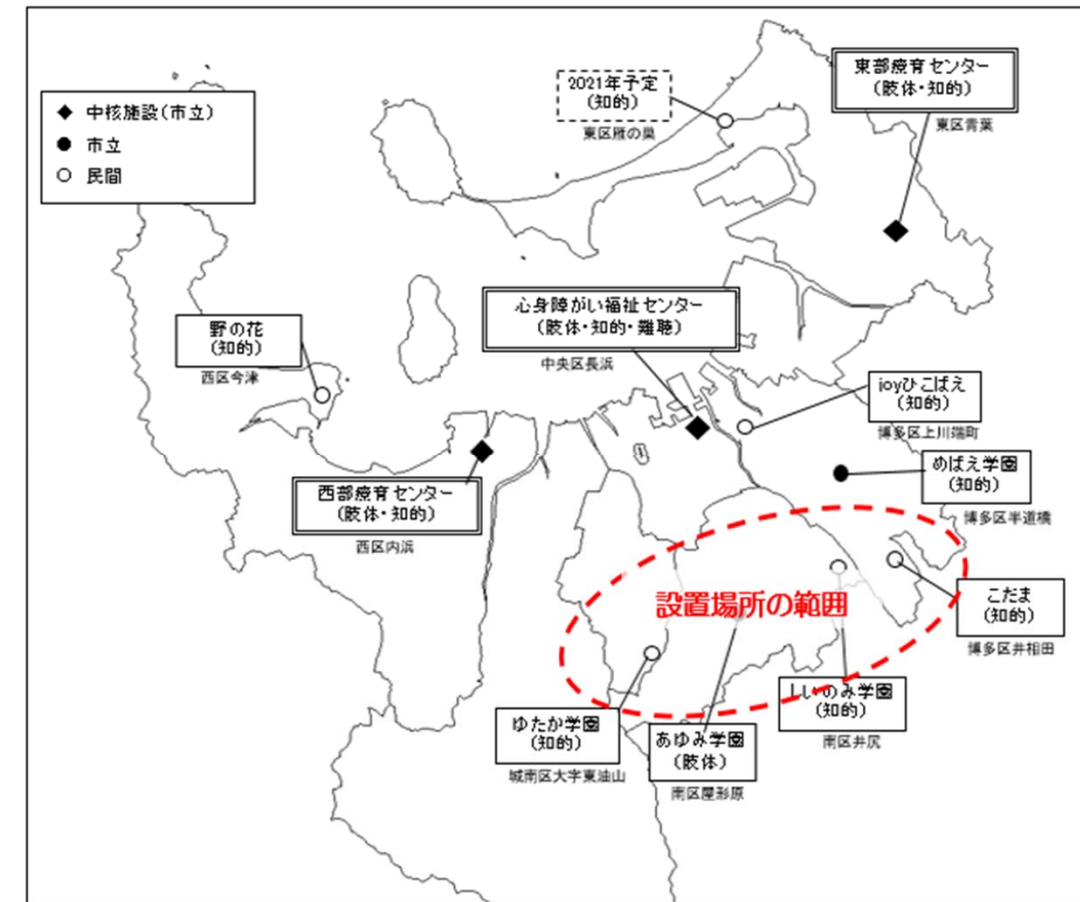
P15

市の南部地域（南区、博多区の南部、城南区の南部）のうち、土地の形状や面積、周辺環境や交通アクセス、全市的な施設の配置バランスなどを考慮し適地を検討。

なお、あゆみ学園の土地は、用途地域の制限などにより、既存の療育センターと同程度の規模の施設整備は困難。

【設置場所の範囲】（イメージ）

P15 図8



4 既存施設・関係機関との連携及び役割分担

P16

既存センター等と担当エリアを分け、主として南部エリアを担う。

5 今後のスケジュール（想定）

令和2年度以降は、できるだけ早期の開設に向けて、以下について検討を進める。

- 施設設置場所の選定
- 基本計画の策定
- 基本設計、実施設計
- 建築工事

- 南部療育センター（仮称）については、施設機能を踏まえて、既存の療育センターと同程度の設備・規模を目安とし、詳細については引き続き検討する。
- 市域の南部地域（南区、博多区の南部、城南区の南部）のうち諸要件を踏まえて適地を検討・選定し、既存療育センター等とのエリアや機能分担のうえ、南部地域の障がい児療育の拠点施設として、できるだけ早期の開設を目指す。